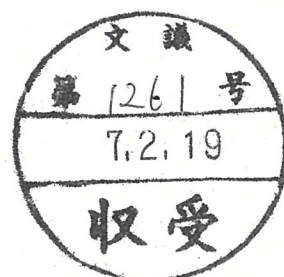


令和七年二月十九日

建設委員会委員長 名 取 顕 一 様



提出者 建設委員会委員 小林 れい子



議案第七十号文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案
文京区議会会議規則第六十二条の規定により、右修正案を提出する。

議案第七十号文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案

文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように修正する。

別表の改正規定中法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物に係る部分及び法第三十二条第一項第二号に掲げる物件に係る部分を次のように改める。

法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき <
---------------------	-------	--

議案第70号文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に対する修正案

対照表

占 用 物 件			単 位		占 用 料	
					修正案	議案第 70 号
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第一種電柱	[3条以下の電線]	1 本につき	1 年	<u>14, 820 円</u>	<u>12, 300 円</u>
	第二種電柱	[4・5条の電線]			<u>22, 750 円</u>	<u>19, 000 円</u>
	第三種電柱	[6条以上の電線]			<u>30, 810 円</u>	<u>25, 600 円</u>
	第一種電話柱	[3条以下の電線]			<u>10, 040 円</u>	<u>9, 260 円</u>
	第二種電話柱	[4・5条の電線]			<u>16, 120 円</u>	<u>14, 800 円</u>
	第三種電話柱	[6条以上の電線]			<u>22, 100 円</u>	<u>20, 400 円</u>
	その他の柱類	[支線柱]			<u>1, 330 円</u>	<u>1, 100 円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 mにつき	1 年	<u>130 円</u>	<u>110 円</u>
	地下に設ける電線その他の線類				<u>80 円</u>	<u>66 円</u>
	路上に設ける変圧器		1 個につき	1 年	<u>13, 000 円</u>	<u>10, 800 円</u>
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 m ² につき	1 年	<u>7, 990 円</u>	<u>6, 620 円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき	1 年	<u>26, 520 円</u>	<u>22, 000 円</u>
	広告塔		表示面積 1 m ² につき	1 年	<u>96, 460 円</u>	<u>80, 000 円</u>
	その他のもの		占用面積 1 m ² につき	1 年	<u>25, 220 円</u>	<u>22, 000 円</u>
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件 [地下管路]	外径が 0. 04m未満のもの		長さ 1 mにつき	1 年	<u>290 円</u>	<u>260 円</u>
	外径が 0. 04m以上 0. 07m未満のもの				<u>550 円</u>	<u>460 円</u>
	外径が 0. 07m以上 0. 1m未満のもの				<u>800 円</u>	<u>660 円</u>
	外径が 0. 1m以上 0. 15m未満のもの				<u>1, 190 円</u>	<u>990 円</u>
	外径が 0. 15m以上 0. 2m未満のもの				<u>1, 590 円</u>	<u>1, 320 円</u>
	外径が 0. 2m以上 0. 3m未満のもの				<u>2, 380 円</u>	<u>1, 980 円</u>
	外径が 0. 3m以上 0. 4m未満のもの				<u>3, 200 円</u>	<u>2, 650 円</u>
	外径が 0. 4m以上 0. 7m未満のもの				<u>5, 580 円</u>	<u>4, 640 円</u>
	外径が 0. 7m以上 1 m未満のもの				<u>7, 990 円</u>	<u>6, 620 円</u>
	外径が 1 m以上のもの				<u>15, 860 円</u>	<u>13, 200 円</u>